

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約550人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約100名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCのグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2008 年度税制改正後の
「機関投資家」の範囲

2007 年 10 月に発行したニュースレターでご紹介いたしましたとおり、租税特別措置法(以下、「措置法」)上の適格機関投資家の定義が、金融商品取引法(以下、「金商法」)の施行にともない改正されました。2008 年度の税制改正では、後述する措置法の各条文において、適格機関投資家という名称が機関投資家へと変更されるとともに、その範囲が見直されました。

本ニュースレターでは、2008年度税制改正後の措置法上の機関投資家の範囲および改正点について、その概要をご紹介します。

1. 改正後の措置法上の機関投資家の範囲

措置法の改正により、措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)、第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)、第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)および第 68 条の 3 の 3(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)において、機関投資家とは、財務省令で定められるものをいうとされました。この「財務省令で定めるもの」は、以下のとおり規定されています。ただし、(2)に掲げる者以外の者については金商法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令(以下、「定義内閣府令」)第 10 条第 1 項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、(2)に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限ることとされています。

- (1) 定義内閣府令第 10 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで、第 11 号から第 14 号まで、第 16 号から第 22 号まで、第 25 号および第 26 号に掲げる者[第一種金融商品取引業者(有価証券関連業を行う者に限る。)、投資運用業者、投資法人、銀行、保険会社、投資事業有限責任組合など]。
- (2) 定義内閣府令第 10 条第 1 項第 15 号に掲げる者[業として預金または貯金の受入をすることができる農業協同組合および漁業協同組合連合会]。
- (3) 定義内閣府令第 10 条第 1 項第 23 号イに掲げる者[直近日における保有有価証券の残高が 10 億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った法人]のうち次に掲げる者。
 - イ 有価証券報告書を提出している者で、上記届出を行った日以前の直前に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度および当該事業年度の前事業年度の貸借対照表における有価証券の金額および投資有価証券の金額の合計額が 100 億円以上であるもの。
 - ロ 一定の海外年金基金によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人(資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社および投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人を除く。以下ハにおいて同じ)。
 - ハ 定義内閣府令第 10 条第 1 項第 26 号に掲げる者[外国政府等のうち金融庁長官に届出を行った者]によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人。

2. 改正点

上記機関投資家の範囲に関し、2008 年度の税制改正において変更がなされたのは、以下の点です。

- (1) 信用協同組合について、金商法に基づき金融庁長官に届出を行ったものに限られました。
- (2) 共済水産業協同組合連合会が追加されました。
- (3) 企業年金基金のうち直近事業年度の年金経理にかかわる貸借対照表における資産から流動負債および支払備金を控除した額が 100 億円以上のものが追加されました。
- (4) 信託会社(管理型信託会社を除く)および外国信託会社(管理型外国信託会社を除く)のうち、金商法に基づき金融庁長官に届出を行った者が追加されました。
- (5) 上記 1.の(3)ロおよびハに掲げる内国法人が追加されました。
- (6) 外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る)または投資運用業を行う法人について、金融庁長官に対する届出時の最低資本金の額が 1 億円から 5,000 万円に引き下げられました。
- (7) 外国の法令に準拠して外国において信託業(管理型信託業を除く)を行う法人で、金商法に基づき、資本金の額が 1 億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者が追加されました。

上記の改正に伴い、措置法上の機関投資家の範囲は、金商法上の適格機関投資家の範囲に近くなりました。しかしながら、依然として金商法上の適格機関投資家の範囲より狭くなっている点に注意が必要です。

上記の改正は、特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人、特定投資信託に係る受託法人の 2008 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saike@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	